

産業廃棄物処分業許可証

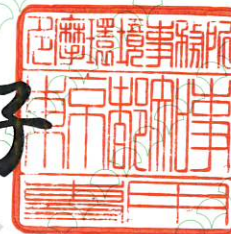
住所 東京都八王子市西片倉一丁目25番1号

氏名 青南建設株式会社
代表取締役 志賀 浩隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 4月 12日

許可の有効年月日 令和 8年 4月 11日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破碎： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以上8種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面参照）

施設所在地：東京都青梅市新町六丁目8番地の7

3 許可の条件

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(2) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 4月 12日 新規許可

令和 3年 4月 12日 更新許可 第6回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都青梅市新町六丁目8番地の7

施設種類	産業廃棄物の種類	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	252.0(t/日)	368.3 (t/日)	平成14年4月8日	産施第10007号	平成14年3月25日
	紙くず	156.0(t/日)				
	木くず	378.0(t/日)				
	繊維くず	305.0(t/日)				
	ゴムくず	208.0(t/日)				
	金属くず	1029.0(t/日)				
	ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器 くず	1029.0(t/日)				
	がれき類	1029.0(t/日)				
破砕	木くず	661.0(t/日)		平成14年4月8日	産施第10007号	平成14年3月25日

(以下余白)